

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	春日町古河	令和 5 年 2 月	令和 5 年 2 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	36.8 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.2 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	9.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.7 ha
(備考)・用排水路の老朽化、用水入水時等の人材確保の問題解決のため、パイプラインを検討していきたい。 ・農地中間管理機構については今後、必要に応じて活用を検討する。	アンケート回答割合 (②/①) 71.2 %

2. 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・水管理の人員不足と法面の高い圃場が多く、草刈りが重労働。・農業者の高齢化が進み、後継者確保が課題。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none">・現在集落内の大半の農地は各所有者が管理しているが、高齢化等により管理が困難となった場合は、中堅農業者、集落営農「三気の郷」、畜産農業者により管理していく。
--

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	9 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<ul style="list-style-type: none">・“地域の農業は地域の農業者で守る”を基本に自治会、農会、集落営農が中心となり農地の貸し借りの相談機能を発揮していく。
